



島根県報

平成29年 5月16日 (火)

号外 第 6 4 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第284号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 5 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱241番11地先から同244番3地先まで	前	メートル 5.90～16.90	メートル 100.90	県央県土整備事務所 道路改良工事 拡幅 仮設道設置	
			後	19.90～71.50	109.80		
〃	187号	鹿足郡吉賀町柿木村木部谷1010番地先から同地先まで	前	14.50～19.90	42.30	益田県土整備事務所津和野土木事業所 交通安全工事 拡幅	
			後	14.50～30.80	42.30		
県 道	桜江金城線	江津市桜江町長谷834番1地先から同288番1地先まで	前 A	7.21～24.39	184.87	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	7.21～24.39		184.87
				B	12.11～35.70		172.08
〃	三隅美都線	浜田市三隅町河内248番3地先から同番2地先まで	前	6.80～9.00	97.00	道路改良工事 拡幅	
			後	8.60～10.30	97.00		

島根県告示第285号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 5 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町湯抱241番11地先から同244番3地先まで	メートル 109.80	平成29年 5月20日	県央県土整備 事務所	
〃	488号	益田市匹見町落合イ263番4地先から同番5地先まで	217.00	平成29年 5月16日	益田県土整備 事務所	
〃	〃	益田市匹見町落合イ265番7地先から同番18地先まで	89.00	平成29年 5月16日		
〃	187号	鹿足郡吉賀町柿木村木部谷1010番地先から同地先まで	42.30	平成29年 5月16日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	